

流山市建設工事における現場代理人常駐義務緩和実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、流山市建設工事請負契約約款で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し兼任を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2項の規定による営業所の専任技術者ではないこと。

(対象工事等)

第3条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。ただし、工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応等に配慮できることを条件とする。
- (3) 工事完成後、検査が終了し引渡しまでの期間。

2 契約金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満の工事で、次の条件を全て満たす場合に現場代理人を3件(130万円未満は含まない)まで兼任することを認めるものとする。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 流山市、流山市上下水道局又は千葉県(ただし、工事場所が流山市内で千葉県の承諾が得られている場合に限る。)発注の工事であること。
- (2) 既に契約を締結している工事の契約金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)未満であること。
- (3) 工事現場の安全管理、工程管理及び住民対応等に配慮できること。
- (4) 兼任する期間中はいずれかの工事現場に常駐し、緊急時には現場に急行できること。
- (5) 緊急時の対応が即座にとれるよう、流山市内に本店又は権限の委任を本市に登録している営業所等を有すること。
- (6) 兼任させる工事がいずれも低入札価格調査を経て契約締結していないこと。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者

から申し出があったときは、第2項に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(手続)

第4条 現場代理人等の兼任を希望する受注者は、落札決定後2又は3件目の工事に係る現場代理人等兼任申請書(様式)に現在契約している工事の契約書等を添付し、契約日から7日以内に工事所管課長に申請すること。

2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、現場代理人等兼任申請書(様式)を提出すること。

3 工事所管課長は、前各項の届出を受理したときは、契約担当課長へその旨を通知するものとする。

(兼任を認めない場合の取扱い)

第5条 第3条の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事で常駐義務を緩和することが適当でないと判断される場合等は、常駐義務の緩和を行わないものとする。

(契約変更時の取扱い)

第6条 兼任をしている工事の内、いずれかの工事の契約金額が変更契約により第3条の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き常駐義務を緩和するものとする。ただし、当該工事の現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、技術者の配置が専任となるため、主任技術者は他の工事との兼任はできない。

(問題が生じた場合の措置)

第7条 常駐義務の緩和を認めた工事において、現場の管理体制に不備や事故が発生した場合は常駐義務の緩和を取り消すことから、直ちに新たな現場代理人を配置し主任技術者等選任届を提出しなければならない。

(現場代理人の責務について)

第8条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

(留意事項)

第9条 上記のほか留意事項を規定する。

(1) 現場代理人の兼任について、受注者が虚偽の申請等を行った場合は不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

(2) 兼任する現場代理人が病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合は兼任の解除及び変更をする。

(3) 第7条により新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除

権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行し、同日以降に公告する工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告する工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に公告する工事請負契約について適用する。